

「みたかスペースあい」利用規約

第1章 施設運営

(設置目的)

第1条 「みたかスペースあい」は、まちとしてのにぎわいや人との集い・憩いの空間、民学産公による新たな協働のサテライトとして、商店街の活性化及びよりよいまちづくりの推進に寄与することを目的に設置する。

(運用のコンセプト)

第2条 「みたかスペースあい」は次の5つの「あい」を基本に運用する。

学びあい・知りあい・気づきあい・活かしあい・育てあい

- 2 管理運営は、「みたかスペースあい」運営協議会幹事会（以下「幹事会」という。）が協働で行なう。
- 3 「みたかスペースあい」運営協議会会員（以下「会員」という。）は、第1条の設置目的を理解の上利用する。

(施設及び利用)

第3条 「みたかスペースあい」に次の施設を置く。

(1) 「みたかスペースあい」情報コーナー

(2) 「みたかスペースあい」にぎわいコーナーA, にぎわいコーナーB

- 2 「みたかスペースあい」情報コーナーは、市民が自由に利用するスペースとする。
- 3 「みたかスペースあい」にぎわいコーナーA・Bは、幹事会・会員団体及び幹事会・会員団体から推薦を受けた団体・個人が利用できるものとする。
- 4 幹事会・会員団体から推薦を受けた団体・個人が利用する場合は、推薦した団体が、細心の注意を払い事故のないよう万全の措置をとる義務を負うこととする。

(定休日)

第4条 「みたかスペースあい」の定休日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 火曜日

(2) 12月31日～1月4日

(利用時間)

第5条 「みたかスペースあい」の利用時間は、午前10時～午後6時までとする。

(利用区分)

第6条 利用区分は、次の3区分とする。なお、利用の時間は準備、片付けの時間を含めた時間とする。

区分1 午前10時～午後1時

区分2 午後1時～午後4時

区分3 午後4時～午後6時

(利用料)

第7条 「みたかスペースあい」の利用料は、第6条の区分に対して、1区分500円とする。

- 2 利用料は、チケット制とし、販売の窓口は「株式会社まちづくり三鷹」とする。
- 3 物販や有料イベント等を行う場合についての利用料は、1区分について利用料のほかに別途500円分(利用チケット)が必要である。

(利用手続)

第8条 「みたかスペースあい」を利用しようとする団体・個人は、「みたかスペースあい」利用申込書に利用料(利用チケット)を添えて協議会会長宛に提出し、承認を得なければならない。

- 2 申込書の受付窓口は、三鷹市市民協働センターとする。
- 3 利用申込書の受付期間は、使用日の3月前から利用日当日までとする。申し込みの受付は、先着順とする。(使用日の3月前が市民協働センターの休館日と重なる場合は、直後の開館日に受け付ける。)

(利用の取り消し)

第9条 利用者が、一旦提出した利用申込みを取り消そうとする時は、取り消し届を提出しなければならない。ただし、一旦徴収した利用料は返還しないこととする。

(利用料の免除)

第10条 幹事会が特に必要と認める場合は、利用料を減額し、または免除することができる。

(利用の制限)

第11条 幹事会団体が主催、又は認定したイベント等を開催する場合等、幹事会が管理運営上必要と認めた場合は、本スペースの全部又は一部の利用を制限する場合がある。

(免責事項)

第12条 会員は、自己の責任において当スペースを利用するものとし、協議会は、協議会に故意または重大な過失がある場合を除き、当スペース内で発生した損害について一切責任を負わないものとする。

- 2 当スペースで協議会が行う会員若しくは利用者の紹介、又は会員が当スペースにおける情報に基づき生じた事業の連携等は、会員が自己の責任において実施するものとし、協議会はこれにより発生した一切の責任を負わないものとする。

(利用のきまり)

第13条 利用のきまりは次に掲げるとおりとする。

- (1) 火気厳禁
- (2) 大きな音の出るものの使用はできない。
- (3) ゴミは各自持ち帰ること。
- (4) 宗教の布教活動はできない。
- (5) 選挙運動はできない。

(6) 公共性を脅かす行為や他の利用者に迷惑をかける行為を行わない。

(規約の改訂及び効力)

第14条 幹事会は、本規約及び本スペースの運営に関する事項を改訂することができるものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとする。

第2章 会員

(会員)

第15条 入会希望団体は、幹事会が指定する手続きに基づき、本規約を承諾の上、利用を申し込むものとする。

2 本規約における会員とは、第1条に基づく目的に賛同し、入会申込に対し、幹事会が承諾した団体及び個人とする。なお、幹事会は、幹事会の判断により当該利用申込みに対し審査を行い、承諾しないことができるものとする。

(会費等)

第16条 会員は、協議会が定める会費等を所定の方法で支払うものとする。なお、退会時には、前月末までに申し出た場合、退会翌月分より先の期間の会費等を支払済で、第3項の利用チケットを未使用の場合は、相当の額を返金するものとする。

2 会費は、月額2,000円とする。

3 会員には、第6条の利用区分の5区分/月の「みたかスペースあい」利用チケットを配布する。

(会員利用)

第17条 会員は、本規約に定める規則等に従い、所定のスペースを利用することができる。

2 スペースの利用については、会費及び利用区分等については、変更することがある。この場合、協議会は事前に会員に告知するものとする。

3 協議会は、サービスの一部または全部を終了することがある。この場合、協議会はスペース利用の終了の2月前までに会員に通知するものとする。ただし、平成31年5月31日をもって終了する場合は、事前の通知はしないものとする。

(退会)

第18条 会員が退会する場合は、協議会事務局に所定の退会届を提出するものとし、会費等の未納のある場合はこれを直ちに完納するものとする。

2 前項の場合において、会員が退会予定月の末日までに退会届を提出することにより、退会予定月の末日をもって退会することとする。

(資格の停止又は除名)

第19条 幹事会は、会員が次の各号に該当する場合は、理由の如何に関わらず会員の資格を一時停止し、又は当該会員を除名することができる。

(1) 会員が次に掲げるいずれかの行為を行った場合

- ア 法律に反する行為又は反する恐れのある行為
- イ 暴力団員が関係する一切の事業
- ウ 政治活動及び宗教活動
- エ 特定商取引法に違反する訪問販売及びそれに関連する恐れのある事業及び投資商材の販売
- オ 不正なアクセス
- カ 本規約に反する行為

- (2) 公序良俗に反すると幹事会が判断した行為を行った場合
- (3) 提出書類に虚偽があった場合
- (4) 幹事会や他の会員、第三者に損害を与える恐れがあると幹事会が判断した場合
- (5) 会費や使用料等の料金の支払いを行わない場合
- (6) その他幹事会が不相当と認めた場合

(規約の遵守)

第 20 条 会員は、本規約及び協議会の定める諸規則を厳守し、使用するものとする。

(規約外事項)

第 21 条 本規約に定めのない事項及び管理運営上必要な事項は、幹事会がこれを定める。

附 則

この規約は、平成 26 年 10 月 31 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年 4 月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年11月 1 日から施行する。